

〇一関工業高等専門学校情報セキュリティ規則

(平成14年11月19日制定)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第98号、以下「機構規則」という。)のほか、一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)の情報セキュリティについて必要な事項を定める。

(情報セキュリティ副責任者等の指名)

第2条 機構規則第13条、第18条及び第19条に基づき情報セキュリティ責任者(校長)が指名する者は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 情報セキュリティ副責任者 副校長(教務担当)、事務部長
- 二 情報セキュリティ管理者 専攻科長、学科長、各課長、技術室長
- 三 情報セキュリティ推進責任者 情報セキュリティ推進室長
- 四 情報セキュリティ推進員 情報セキュリティ推進室員

(システム管理者)

第3条 本校にシステム管理者(以下「管理者」という。)を置き、校長が指名する者をもって充てる。

2 管理者は、ポリシーに基づき全校的な情報システムに関する設定の変更、運用、更新等を行う。

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、情報セキュリティ管理委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年9月9日から施行する。
- 2 情報セキュリティ委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月4日から施行する。

|